

岡山県 神社廳 廳報

発行所

岡山県神社庁
教化委員会 広報部
岡山市南方1-6-15
〒700-0807
TEL.086-223-4826
振替口座01210-7-13684

八重籬神社

〔旧県社〕

高梁市内山下二一〇



〔主祭神〕
板倉伊賀守勝重
同周防守重宗
〔宮司〕大内正信
〔由緒沿革〕寛政五年、松
山城主板倉周防守勝政の
創建。
板倉氏の始祖伊賀守勝
重を祀る。神祇道管領長
吉田良俱朝臣が「宗源の
神宣」を以って八重籬靈
社とし、特に大権現の尊
号を奉った。以来、備中
松山五万石藩領全域を崇
敬区とし、その維持は専
ら藩財政でまかなわれた。
明治十八年二代目重宗を
合祀すると共に郷社に、
大正六年県社に昇格した。
因に祭神勝重、重宗は父
子相継ぎ京都所司代に
任ぜられ、在任五十有
余年の長きに亘り、清
廉高潔で、衆望篤く治績
顕著であったといふ。

宣言

平成の御代となりて十年の歳月が流
れた。歴史は十年を一つの区切りとす
る慣習がある。この秋に当って、我々
が神国日本の歴史を繙くとき、子孫に
誇り得るものを残すことができたか、
と思つとき、実に慚愧に堪えないもの
がある。政治の場、金融の場、青少年
教育の場に於ても、いずれも歴史の一
駒に残したくないものばかりである。
かかるとき我等神社関係者たちは日本
の国柄、皇国たること、瑞穂の国たる
こと、敬神崇祖、家族制度が我が国の
骨格たることを忘れず、あらゆる機会
を捉え、啓蒙活動を率先し、実践して、
御国を真の姿に戻し、後世に誇れる歴
史を築くべく努力することを、本日第
三十六回岡山県神社関係者大会にあた
り誓うものである。

右、宣言する。

平成十年四月二十四日
第三十六回岡山県神社関係者大会



目次

八重籬神社 高梁市内山下二一〇	一
宣言	一
盛大に県神社関係者大会	一
第三十六回岡山県神社関係者大会	二
岡山県神社庁長 湯浅 正敬	二
平成十年定例協議員会開催	三
神道講話研修会	三
平成十年度神社庁一般会計予算	四
教化委員会視察研修	五
第一回中国地区社頭講演研修会	五
支部長懇話会	五
第三回神宮大麻頒布実務担当者研修会報告	六
岡山県敬神婦人連合会 総会	六
教育関係神職協議会 再出発	六
研修会開催のご案内	七
伊勢神宮新穀感謝祭	七
任免	八
承認された神社	十一
神職帰幽	十二
階位授与	十二
本庁辞令	十三
本庁役員	十三
本庁協賛員委嘱	十三
本社庁辞令	十三
本社本庁功績表彰	十三
庁務日誌抄	十四
本社庁閉庁のお知らせ	十四
敬神生活の綱領垂れ幕	十四
編集後記	十四

盛大に県神社関係者大会

第三十六回 岡山県神社関係者大会



名、役員総代六十八名、特別功勞の御前八幡宮役員塩田二郎氏ら八名にそれぞれ表彰状と記念品が贈られた。さらに神宮大麻領布に好成績をあげられた勝田支部など五支部に感謝状が贈られた。

続いて来賓の神宮大宮司代理高城治延神宮禰宣、神社本庁代理理事の松田幸史本庁理事、加藤紀文参議院議員らがそれぞれ祝辞を述べた。

第三十六回岡山県神社関係者大会が四月二十四日、岡山市小橋町、岡山市民文化ホールに約六百人が参加して開催された。式典はまず昭和天皇御製「さしのほる朝日の光へだてなく世を照らさむぞ我がねがひなる」が詠じられたあと、県神社庁難波副庁長の開会の辞に続き、神宮選拜、国歌斉唱、敬神生活の綱領唱和が行われ、湯浅正敬県神社庁長の式辞、宮原義久県総代会長の挨拶があった。次いで功勞者表彰に移り、重岡神社宮司行森克巳氏をはじめ神職七

た。このあと県神社庁協議員の渡辺更生氏を議長に選出して議事に入り、皇国たる日本の国柄敬神崇祖、家族制度が、我が国の骨格であることを啓蒙、実践し、正しい国の姿を取り戻し後世に誇れる歴史を築く努力を続けようとの大会宣言を満場一致で採択、櫻井正弥広島県神社庁長の唱導で高らかに聖寿万歳を三唱して式典を終了した。引き続き講演に移り、前靖国神社宮司大野俊康氏が「蘇れ！日本の正気」と題し講演、昭和十八年、神宮外苑の学徒出陣を体験した氏は、特攻攻撃した飛行学校の先輩が残した「後は頼むぞ」の言葉が、今日まで生き方も含め自分を支えてきたと前置き、憂うべき現代の日本に、吉田松陰、和氣清麻呂の生きざまは教えられることが多い。また戦後教育勸語が廃止されたことは非常に残念なこと、教育勸語に示された徳目は現代

陣を体験した氏は、特攻攻撃した飛行学校の先輩が残した「後は頼むぞ」の言葉が、今日まで生き方も含め自分を支えてきたと前置き、憂うべき現代の日本に、吉田松陰、和氣清麻呂の生きざまは教えられることが多い。また戦後教育勸語が廃止されたことは非常に残念なこと、教育勸語に示された徳目は現代

式辞

岡山県神社庁長
湯浅 正敬



本日茲に、第三十六回岡山県神社関係者大会を開催しました。神宮大宮司様御名代高城禰宣様、神社本庁代理理事松田幸史様はじめ各界各層の御来賓の皆様方には、公私にわたつ

に絶対に必要、勸語の精神が今の世に改めて見直され、生かされて行かなくてはならない。神宮、皇室、各神社、祖先は日本民族が持つ不動のもの。我々神社人は率先してこれを守り育てて行かなくてはならないと力強く信念を披瀝、大きな共感を呼ぶ盛大な拍手のうちに講演を終了した。

て御多忙の中にも関わりませず万障お繰り合わせ御臨席賜り錦上花を添えていただきましたこと、又、平素県内の各神社の御神徳発揚に、神社の維持運営に日夜御尽力いただいております。県神社関係者のかくも大勢の御参集のもと、極めて盛会裡に開催できますことを主催者と致しまして厚く御礼申し上げます。さて、本年は、今上陛下におかせられましては先帝崩御ののち、恙なく御即位遊ばされましてより十年の記念すべき佳年を迎えました。聖上におかせられましては益々おすこやかに、世界の恒久平和と、わが国の発展、国民の安寧を気づかっています。

ただいとおりますことは洵に有り難い極みであり、謹んでお祝い申し上げます。次に、我々神社が本宗と仰ぎ、國民の総氏神様と崇めます神宮におかれましては、御神威益々

輝きわたり、國民が育しく大御恵をいただいておりますことは、洵に有り難い事でありませう。しかし、皇大神宮の大御靈であります神宮大麻に就きまして、全国的に拝戴減が生じている今日、我が県におきまして、全県的には僅かながら増領布していただきましたが、前年にくらべ領布減の支部が増加していることは憂慮すべきことでありませう。我々神社関係者におきましては、明治天皇の大御心を心として、県民総奉戴運動を一層強力に推し進めると共に、伊勢への県民総参宮運動等、神宮への奉護奉賛運動に関する諸施策を展開致しますので、県内神社役員総代皆様方の絶大な御協力をお願い申し上げます。

次に、世情に目を向けますと、我が国情は、長引く不況の嵐のなか、敗戦感覚から来る弱気外交、謝罪外交で自主性なき国策を展開し、人心の頹廢、思想の貧困は止まるところを知らず、此れが景気の低迷、犯罪の多発化といった諸問題を引き起し偏った情報機関によって宣伝されるなど洵に憂慮に耐えない事でありませう。

殊に教育問題におきましては、次代を担う青少年の健全育成を唱えながら、小中学校道徳教育の偏向乃至は無実施、中学校歴史教育の偏向、国旗国歌に対する輕蔑思考等明日への夢を

断ち切ろうとする大人社会の施策が将来性なき無感覚、無分別な少年をつくり出し、低年齢層の犯罪の増加、多様化を増長しており、ますます事なく、これが帰趨はわが国の前途に甚だ危惧の念をいだかしむるところであります。

かかる情勢下において我々神社関係者に与えられた使命は重大かつ大であると思えます。神職総代一丸となつて、神社本庁憲章及び敬神生活の綱領の趣旨に則り、現代の国情を正しく理解し、国民精神の昂揚運動をより一層推進し、惟神の大道を實踐し氏子崇敬者への教化育成を強化し、それぞれの神社に祀られている大神様の御神慮をいただきながら、先人から受け継いできた尊い伝統文化を次の世代に継承し得る地域創り、国創りをしなければならぬと存じます。

次に、多年にわたつて神社に奉仕され、又神社神道興隆に尽くされました成績優秀なる神職総代八十三名の方々に、又神宮大麻頒布事業推進に格別の成果をお挙げいただいた五支部の御功績に対し本席において表彰状並びに感謝状を御贈り申し上げます。深甚なる謝意を表したく存じます。

最後に、本大会にあたり、お繰り合わせ御参集下さいました皆様方の益々の御健勝と斯道の発展を心よりお祈り申し上げてお辞をいたします。

平成十年 定例協議員会開催

本社庁恒例の協議員会を六月二十九日、岡山市奥市、いさお会館で開催し、湯浅庁長以下役員・協議員三十九人が出席した。

湯浅庁長の挨拶に続いて難波副庁長から、本社本庁評議員会の報告があった。

湯浅庁長が本庁表彰並びに本庁理事に就任。

元掌典長、東園基文氏が新統理に就任。

神職養成制度が平成十四年から改正。

本庁研修所の「神宮道場」に替る新道場を神宮域内に建設する。

次いで議事にはいり、平成十年度の予算大綱の説明のあと、事務局より逐条説明を行った。総額一億二千六百二十一万八千円也。

本社負担金の賦課制度の見直し作業中であるが、昨年より七パーセントの増加にとどめ出来るだけ歳出を抑える。特別寄付金の自然増を図るなどとした。切り詰めた予算案との説明があった。

予算案については、特別な質疑もなく、原案通り可決成立した。

本社庁の年間予算の割り振りの中で収入源の五八％は本庁・神宮からの交付金であり、本社負担金は三二％、寄付金は一五％である。歳出上の割り振りで見ると、事務局関係一七％、支部への交付金還付が三九％、本庁納付金が一六％となっている。

次に神宮大麻の領布状況の報告の中で、全国では昨年比一万余六千体もの減少となっている。県内の状況でも二十七支部中、若干でも昨年比増加したのは、十支部にすぎない。この指摘があった。過疎地人口の減少による自然減の他に、減体の理由について掘り下げて検討してみる必要があるのではなからうか。

私見であるが、本社負担金賦課のための査定項目の中に、元社格の他に不動産の額が割合的に多くを占めているのではないかと懸念しているが、社入金の多少による格付けにウエイトを置いて査定して欲しいと思つた。

神道講話研修会



岡山県神社庁教化委員会主催による、第四回の研修会を、去る四月二十一日、教宣部の主管により、岡山縣護國神社内いさお会館で開催した。講師は、山口県神社庁副庁長 野村清風氏で、二度目の来岡であった。

- 1、他宗教に対する寛容性の
 - 2、時世に即応した内容で。
 - 3、ユーモアと感動を与える話術と内容。
 - 4、話には、目的意識が必要。
 - 5、資料は的確に吟味して紹介する。
 - 6、自らの体験に基づく実例を引用する。
 - 7、自分の気持ちを素直に伝えるよう心がける。
 - 8、講録誌は残しておく。
- 等指導があった。

社頭講話の留意点として、

平成10年度
岡山県神社庁
一般会計予算
平成10年7月1日～平成11年6月30日

歳入総額 116,218,000円也
歳出総額 116,218,000円也

歳入の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	差異(減)
神饌及幣帛料	1,031,000	961,000	70,000
1本庁幣	651,000	621,000	30,000
2神饌及初穂料	380,000	340,000	40,000
財産収入	200,000	230,000	30,000
1基本財産収入	200,000	230,000	30,000
負担金	36,920,000	34,500,000	2,420,000
1負担金	36,920,000	34,500,000	2,420,000
(1神社負担金)	25,844,000	24,150,000	1,694,000
(2神職負担金)	9,230,000	8,625,000	605,000
(3支部負担金)	1,846,000	1,725,000	121,000
交付金	67,790,000	67,740,000	50,000
1本庁交付金	67,790,000	67,740,000	50,000
(1本庁交付金)	1,300,000	1,450,000	150,000
(2神職謝儀交付金)	66,000,000	65,800,000	200,000
(3本庁補助金)	240,000	240,000	0
(4振興対策補助金)	250,000	250,000	0
寄付金	2,800,000	2,800,000	0
1神社特別寄附金	2,600,000	2,600,000	0
2寄付金	200,000	200,000	0
諸収入	2,977,000	2,872,000	105,000
1諸収入	2,977,000	2,872,000	105,000
(1表彰金)	332,000	332,000	0
(2預金利子)	45,000	40,000	5,000
(3申請料・任命料)	1,800,000	1,800,000	0
(4雑収入)	800,000	700,000	100,000
繰入金	1,500,000	4,500,000	3,000,000
1繰入金	1,500,000	4,500,000	3,000,000
当期歳入合計	113,218,000	113,603,000	385,000
前期繰越金	3,000,000	2,000,000	1,000,000
歳入合計	116,218,000	115,603,000	615,000

歳出の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	差異(減)
幣帛料	2,600,000	2,570,000	30,000
1幣帛料	2,600,000	2,570,000	30,000
(1本庁幣)	2,240,000	2,210,000	30,000

科目	本年度予算額	前年度予算額	差異(減)
(2神社庁幣)	360,000	360,000	0
神事費	350,000	350,000	0
1神殿奉斎費	350,000	350,000	0
事務局費	31,367,000	32,605,000	1,238,000
1表彰並びに儀礼費	1,000,000	1,000,000	0
(1各種表彰費)	700,000	700,000	0
(2慶弔費)	300,000	300,000	0
2会議費	1,300,000	1,570,000	270,000
(1役員会費)	400,000	400,000	0
(2協議員会費)	400,000	400,000	0
(3支部長会議費)	100,000	120,000	20,000
(4各種委員会諸費)	300,000	500,000	200,000
(5諸費)	100,000	150,000	50,000
3役員関係費	1,730,000	1,720,000	10,000
(1役員報酬)	1,160,000	1,160,000	0
(2各種委員手当)	170,000	170,000	0
(3教講師関係費)	150,000	140,000	10,000
(4視察研修費)	150,000	150,000	0
(5地区会議関係費)	100,000	100,000	0
4給料及び福利厚生費	20,507,000	21,395,000	888,000
(1給料)	10,130,000	11,600,000	1,470,000
(2諸手当)	7,630,000	7,030,000	600,000
(3各種保険料)	2,585,000	2,350,000	235,000
(4職員厚生費)	162,000	15,000	253,000
5庁費	3,780,000	3,850,000	70,000
(1備品費)	300,000	600,000	300,000
(2図書印刷費)	550,000	400,000	150,000
(3消耗品費)	1,000,000	1,000,000	0
(4水道光熱費)	630,000	550,000	80,000
(5通信運搬費)	900,000	900,000	0
(6備人費)	100,000	100,000	0
(7雑費)	300,000	300,000	0
6交際費	600,000	600,000	0
7旅費	1,800,000	1,800,000	0
8管理費	650,000	670,000	20,000
(1営繕管理費)	250,000	270,000	20,000
(2防災費)	300,000	300,000	0
(3諸費)	100,000	100,000	0
指導奨励費	7,830,000	7,870,000	40,000
1教化事業費	4,250,000	4,500,000	250,000
(1教化費)	1,300,000	1,520,000	220,000
(2広報費)	2,300,000	2,300,000	0
(3神社振興対策費)	350,000	350,000	0
(4青少年対策費)	300,000	330,000	30,000
2神社庁研修所費	1,800,000	1,800,000	0

科目	本年度予算額	前年度予算額	差異(減)
(1研修費)	1,500,000	1,500,000	0
(2研修奨励費)	300,000	300,000	0
3祭祀研究費	500,000	150,000	350,000
(1祭祀研究諸費)	500,000	150,000	350,000
4各種補助金	1,280,000	1,420,000	140,000
(1年青協補助金)	500,000	500,000	0
(2氏青協補助金)	100,000	100,000	0
(3景教神協補助金)	50,000	20,000	30,000
(4婦人神職会補助金)	150,000	150,000	0
(5県歌謡連補助金)	100,000	100,000	0
(6神楽部補助金)	100,000	70,000	30,000
(7作州神楽補助金)	40,000	40,000	0
(8支那長懸協会補助金)	200,000	200,000	0
(9神宮大祭派連補助金)	40,000	40,000	0
(10神職養成補助金)	0	200,000	200,000
(11地区大会援助金)	0	0	0
各種積立金	4,200,000	6,150,000	1,950,000
1職員退職給与積立金	3,000,000	5,000,000	2,000,000
2役員退任慰労金積立金	200,000	150,000	50,000
3庁舎建設資金積立金	1,000,000	1,000,000	0
神社関係者大会費	700,000	700,000	0
1神社関係者大会費	700,000	700,000	0
負担金	18,670,000	18,633,000	37,000
1負担金	18,670,000	18,633,000	37,000
(1本庁災害謝儀金)	52,000	52,000	0
(2本庁負担金)	5,158,000	5,150,000	8,000
(3本庁特別納付金)	13,460,000	13,431,000	29,000
渉外費	810,000	1,045,000	235,000
1友好団体関係費	150,000	700,000	550,000
2時局対策費	500,000	200,000	300,000
3同和対策費	60,000	45,000	15,000
4神政連関係費	100,000	100,000	0
支部関係費	37,324,000	37,040,000	284,000
1負担金報奨費	2,954,000	2,720,000	234,000
2神宮神徳宮費交付金	34,370,000	34,320,000	50,000
大麻頒布事業関係費	7,578,000	7,300,000	278,000
1大麻頒布推進費	1,000,000	1,000,000	0
2頒布事務費	1,000,000	1,000,000	0
3頒布事業奨励費	5,578,000	5,300,000	278,000
50周年記念事業費	0	200,000	200,000
予備費	1,789,000	1,140,000	649,000
当期歳出合計	113,218,000	115,603,000	2,385,000
次期繰越金	3,000,000	0	3,000,000
歳出合計	116,218,000	115,603,000	615,000

款内流用を認める

教化委員会

視察研修

教化委員会定例の「教化視察研修」が五月二十五日に行われた。今年足元を見つめようという

ことで、第六期神社振興指定対策神社(平成二年度から三ヶ年の、牛窓神社(岡崎義弘宮司)・厨神社(本郷弘之宮司)の二社に参拝した。

当日九時半に岡山林原駐車場を出発し、社内では来年度の事業活動・予算の編成等が協議された。

見慣れた町並みを通り一路先ずは牛窓神社に着、正式参拝。一同拝礼の後、岡崎宮司の朗々たる音声で社史・境内地の説明を受ける。また扁額をも見学する。

場所をホテルに移し昼食。瀬戸内の珍味を賞する。

午後からは二番目のお社に移動する。国道五三三号線から脇道に入り厨神社に到着。正式参拝の後本郷宮司より祭典の概要、社史等のお話あり。



境内を自由散策の後参集殿にて茶菓の接遇を受ける。再びお話を拝聴。

今回の二社は、よく存知よりの宮司様なので和やかな内に打ち解けて研修する事が出来た。

お宮の大小、氏子数の多少にかかわらず、祝詞作文(岡崎宮司)、祭典の厳修(本郷宮司)と力点の置き方に違いはあっても、神を祭る心こそが神職の第一歩と感じた一日であった。

第1回

中国地区 社頭講演 研究会

五月二十七日・二十八日、山口県神社庁が主管となって開催した。

この研修会は昨年九月の中国地区教化担当者会議で提案されたもの。中国五県より二十六名が参加した。

二十七日午後、開講式に続いて、モデル講演として野村清風教化講師が三十分実演、次いで各県から三人ずつが、十五分の講演実習をおこなった。

岡山県神社庁から派遣された川上郡渡邊宣也氏・英田郡中川卓弘氏・粟井陸夫氏は、持論を展開して、伊藤講師会長からそれぞれ講評があった。夜は懇親会となり、時を忘れて各県の研修生と交歓した。翌二十八日の前半も同じ日程で進み、昼前閉講した。

今後の進め方として、当分山口県を会場とする。参加者は各県五人以内とし、特定の人にするか、その都度新規に入選するかは、各県にまかせる。目的は社頭講演のできる神職の養成である。ことなどを確認した。

支部長 懇話会

恒例の支部長懇話会が、浅口郡支部の主管で六月八・九日「鴨方かんぼ」で開催された。

午後二時半より、桑野支部長に代って小川副支部長の歓迎の挨拶から始まり、神社庁よりの事務連絡として、平成九年度の総務・財務・渉外関係の説明が、本郷参事よりなされそれぞれについての質疑を行った。

夜の懇親会には、お互い胸襟を開いて語り合い交歓した。翌朝午前八時半、センターを出発して「かもがた町家公園」の見学、側の鴨神社に任意参拝した。

続いて車の列は南下して、寄島町・大浦神社(小川映興宮司)へ正式参拝した。小川由里補宣が奉仕して、湯浅庁長に合せて役員拝礼、笠岡支部長に合せて支部長が拝礼した。



大浦神社のご祭神は、応神天皇・仲哀天皇・神功皇后の三柱であり、八幡様である。

広い境内に三間×二間の重層屋根の本殿、数メートル離れて幣殿・内拝殿・外拝殿と続く、立派な社殿である。側に最近完成した、出氏子の篤志による絵馬殿が木の香かくわしく建っている。

三千戸にもおよぶ氏子、崇敬者と家族あげて奉仕の誠を捧げている小川宮司らの熱意の伝わってくる。たまたまであったが、敬神婦人会の方々の接待にも心がゆき届いていたように感じられた。

第3回 神宮大麻頒布 実務担当者 研修会報告

平成十年三月五日(七日まで)二泊三日の日程により神宮会館において、本社本庁の主催により、「第三回神宮大麻頒布実務担当者研修会」が全国の頒布担当者九十一名の神職が参加して開催された。

当県からは、横林武彦神宮大麻推進委員会副委員長、中田保上道西大寺支部大麻担当者、太田浩司都窪支部大麻担当者、三名が参加した。この研修会は、本社神宮大麻頒布実務担当者、神宮大麻頒布推進委員、支部実務担当者等を対象として、各支部における神宮大麻一千万家庭奉斎目標に達成すべく頒布活動の指導者を養成するため平成八年から開催されている。

第一日は午後から開講式が執り行われ引き続き中西正幸國學院大学教授による「神宮大麻頒布の歴史と意義」夕食を挟んで神原神宮備官から「神宮概説について」と題した講義が夜九時頃まで行われた。

第二日は、午前七時から八入にて外宮参拝の後、本社本庁制作の各地における神宮大麻頒

布活動を紹介したビデオ「神宮大麻」を見て三名の神職から大麻頒布の事例報告が行われた。まず、岡野哲郎神明神社宮司(千葉県)からは新たに増頒布を行うのに効果的な方法としては、結婚式、地鎮祭等に神宮大麻奉斎の意義を説明し授与する等が発表された。次に藤井秀弘高瀬神社宮司(富山県)からは神宮大麻を増頒布するには先ず、その受け皿である神棚を家庭に設けていただく事から始めなければならない。その為には家庭祭祀の振興、神職側からいうと「家祈祷」の重要性が発表された。最後に港和子丸瀬布神社宮司(北海道)から土地柄冬場は豪雪と寒波で頒布活動そのものが、想像を絶する苦難があるので、神宮大麻、神社大麻御幣等を一纏めにして頒布しているとの発表があり、合わせて神宮大麻を九月頃お送り願えれば、頒布活動も努力も軽減されるとの要望も出された。

午後からは松尾ヒューマンシステム研究所代表による「今こそ語り継ごう日本人の心と日本文化」と題する講演があり、同氏がアメリカに滞在していた頃に感じた日本人とアメリカ人の感性の違いをユーモアを交えながら紹介し、日本人は自国の文化にもっと誇りを持たなければならぬと訴えた。又、同氏が「神職さんが「ニーズ」とか「メリット」等の横文字言葉を多用する事について驚いた」との言葉に反省させられた。次に「魅力ある指導者の条件」の講演では、指導者の資格は、その人の性格でなく物事を見極める決断力が必要であるなど指導者に求められる役割と行動についての心に残る講演であった。

夕刻から夜にかけては、八班に分かれて、地域社会に於ける神社の役割と神職の使命、氏神信仰の覚醒と家庭祭祀の振興、組織づくり、同志づくり、効果的な広報活動のあり方をテーマに班毎に討議し、まとめを行った。

第三日は午前七時から徒歩にて内宮参拝の後、昨日のまとめを各班毎に報告書をもとに次のような発表が行われた。団地対策として、神青協の協力により氏神様の所在と神宮大麻奉斎の意義をチラシにして全戸配布したところ、団地周辺の氏神様の大麻頒布総数が千二百体増加した。氏子供進金の中へ神宮大麻初穂料も加え全戸配布する。神宮大麻に対し豊受大神様の神札が無いのは片手落ちである

ので、神宮は奉製すべきだ。このような研修会を開催するよりも、大規模神社の頒布成績の非常に悪い神社の宮司にお集まりいただき、増頒布に向けて真剣に研修するべきだなど辛口意見も飛び出したが、最後は我々神職が先頭に立つて神宮奉護の為に氏子全戸配布を目指す事により一千万家庭奉斎も実現することを各県に帰り啓発して行くことを誓い合って閉会となった。

岡山県 敬神婦人連合会 総会
成羽町で開催

本社庁外郭団体・岡山県敬神婦人連合会総会が、成羽町内で地元を始め、岡山・倉敷方面から七十九名が参加して開かれた。午前十時、成羽の(大元)八幡神社(渡邊宣也宮司)に正式参拝。斉藤梨子会長に合せて拝礼。授与品とお茶を頂いて退下。バスで吹屋フ・フォーレにて総会行事に移った。本社庁杉野節子氏の司会で決

教育関係 神職協議会 再出発

算報告がなされ全会一致で承認。続いて予算案も同意された。帰途、郷土館・広兼邸と廻り田舎の新鮮な野菜などを手に帰途についた。

本社庁の指定団体「教神協岡山」の再建委員会が、六月二十七日いさお会館で開催され本社本郷参事出席の下で、物部副庁長・代表世話人川上郡支部長渡宣也氏、現哲多町立哲南中学校長、長江俊忠氏他四人が出席して、規約案・運動方針案・予算案の検討を行った。その案に加えて役員候補者を挙げ総会に上程することとした。再建総会は、八月十日(月)午前九時から開催することにした。現在教職にある方は教育者として教育正常化のために、元教員で現任神職の方は、新道発展のために同じ仲間としてぜひ組織に入会して頂きたいと思えます。

研修会開催のご案内

岡山県神社庁研修所主催の研修会を下記により開催する予定となっておりますので多数御参加下さいませようご案内いたします。

実施日	研修名	日数	場所	受講料	申込先
8月17日 ~ 18日	雅楽研修会(龍笛の部)	2日	阿見市高尾 國司神社	2,600円	阿新支部
8月19日	神社祭式研修	1日	岡山市奥市 遺族福祉会館	3,000円	神青協
8月19日 ~ 20日	祭祀舞研修会	2日	新見市新見 船川八幡宮	2,600円	阿新支部
8月25日	神社祭式研修	1日	阿見市高尾 國司神社	1,300円	阿新支部
8月27日	神社祭式研修会	1日	岡山市吉備津 吉備津神社参集殿	1,300円	吉備支部



新伊勢神宮 穀感謝祭

第44回

彦根 多賀大社
 敦賀 気比神宮
 鶴来 白山比咩神社
 へ参拝

旅行日程

1	岡山各地 各インター 吹田 6:00 ~ 7:30 彦根 多賀大社参拝 彦根(昼食) 11:30 ~ 12:00 12:10 ~ 13:00 八日市 関 二見ヶ浦・興玉神社 16:00 ~ 16:40 鳥羽泊 17:00
2	ホテル 伊勢神宮新穀感謝祭ご参列 / 7:20 7:40 ~ 11:20 御境内参拝、お神楽奉納 外宮・内宮(昼食) 関 桑名東 大垣 15:10 ~ 16:30 山中温泉(泊) 17:50
3	ホテル 九谷焼窯元見学 金沢 8:00 8:15 ~ 8:45 /兼六園 鶴来 / 白山比咩神社 10:00 ~ 10:50 11:30 ~ 11:50 加賀(昼食) 吹田 各インター 12:40 ~ 13:30 岡山各地 19:30 ~ 21:00頃

旅行日

平成10年

11月26日 ~ 11月28日

旅行代金

49,000円 小人45,000円

申込締切日

10月26日

お問い合わせ

岡山県神社庁 TEL.086-223-4826 名鉄観光サービス(株)岡山支店 TEL.086-225-2771

- 兼ねて日吉神社宮司に任ずる
若宮八幡宮宮司 竹原 良幸
- 岡山市高原
兼ねて松尾神社宮司に任ずる
一月二十日
高岡神社補宜 佐々木武彦
新見市千屋井原
新見市千屋井原
國司神社宮司に任ずる
國司神社宮司 佐々木武彦
新見市千屋井原
兼ねて蓬山神社宮司に任ずる
一月二十五日
岡山縣護國神社補宜
岡山市北方
御崎宮宮司に任ずる
御崎宮宮司 根石 俊明
岡山市奥市
兼ねて岡山縣護國神社補宜に任ずる
一月二十六日
三社女跡神社補宜西井一千海
願いにより本職を免ずる
一月二十七日
布勢神社宮司 高島 勝仁
玉野市上山坂
兼ねて荒神社宮司に任ずる
布勢神社宮司 高島 勝仁
玉野市胸上
兼ねて八幡宮宮司に任ずる
布勢神社宮司 高島 勝仁
玉野市西田井地
兼ねて荒神社宮司に任ずる
布勢神社宮司 高島 勝仁
玉野市下山坂
兼ねて稻荷神社宮司に任ずる
布勢神社宮司 高島 勝仁
- 玉野市東田井地
兼ねて荒神社宮司に任ずる
一月二十八日
羽黒神社補宜 福田 真人
倉敷市片島町
兼ねて片島神社補宜に任ずる
羽黒神社補宜 福田 真人
倉敷市西阿知町
兼ねて熊野神社補宜に任ずる
一月三十一日
御崎宮宮司
兼岡山縣護國神社補宜
根石 俊明
願いにより兼職を免ずる
一月一日
八幡神社宮司 豊田 道弘
津山市近長
兼ねて荒神社特任宮司を任ずる
一月三日
甲冑神社宮司
兼八幡神社宮司 守本 壯平
願いにより兼職を免ずる
二月五日
岡山市矢坂東町
八幡宮補宜に任ずる
高梁市巨瀬町
岡山神社補宜に任ずる
岩山神社補宜 山川 法行
高梁市巨瀬町
兼ねて八幡神社補宜に任ずる
二月十八日
千磐神社補宜 湯浅 一則
苦田郡加茂町
千磐神社宮司に任ずる
千磐神社宮司 湯浅 一則
- 苦田郡加茂町
兼ねて三室神社宮司に任ずる
千磐神社宮司 湯浅 一則
苦田郡加茂町
兼ねて河井神社宮司に任ずる
千磐神社宮司 湯浅 一則
苦田郡加茂町
兼ねて物見神社宮司に任ずる
千磐神社宮司 湯浅 一則
苦田郡加茂町
兼ねて倉見神社宮司に任ずる
千磐神社宮司 湯浅 一則
苦田郡加茂町
兼ねて津川神社宮司に任ずる
千磐神社宮司 湯浅 一則
苦田郡加茂町
兼ねて金刀比羅神社宮司に任ずる
千磐神社宮司 湯浅 一則
苦田郡阿波村
兼ねて八幡神社宮司に任ずる
千磐神社宮司 湯浅 一則
苦田郡加茂町
兼ねて青柳神社宮司に任ずる
二月二十五日
大隅神社宮司 石田 博之
津山市山下
兼ねて千代稻荷神社宮司に任ずる
二月二十七日
阿智神社補宜 石村 陽子
倉敷市本町
阿智神社補宜に任ずる
津山市一方
佐良神社宮司に任ずる
佐良神社宮司 國米 瑞穂
- 津山市種
兼ねて身搦神社宮司に任ずる
千香 順司
新見市菅尾
三社女跡神社補宜に任ずる
尾崎 正明
邑久郡牛窓町
鹿忍神社補宜に任ずる
八幡神社補宜 山部 傳一
笠岡市山口
八幡神社宮司に任ずる
三月五日
廣戸神社宮司 大澤 美月
英田郡美作町巨勢
兼ねて下倉敷神社宮司に任ずる
稲岡神社宮司 青北 秀和
久米郡久米南町
兼ねて愛宕神社宮司に任ずる
三月六日
岡山市野田屋町
金刀比羅神社宮司に任ずる
國司神社補宜 佐々木力彦
米子市加茂町
賀茂天満宮補宜に転出する
三月九日
岡山市東山
玉井宮東照宮補宜に任ずる
岡山市東山
玉井宮東照宮補宜に任ずる
御津郡加茂川町加茂市場
兼ねて依り本職を免ずる
三月二十三日
宇佐八幡宮宮司 松末日出子
- 願いにより本職を免ずる
宇佐八幡宮補宜 松末 啓輔
備前市西片上
宇佐八幡宮宮司に任ずる
備前市西片上
兼ねて恵美須宮宮司に任ずる
林野神社宮司 中川 卓弘
英田郡英田町尾谷
兼ねて瀧神社宮司に任ずる
國司神社宮司 大守 勉
岡山市野田
兼ねて八幡宮宮司に任ずる
三月二十六日
玉野市八浜町
八幡宮補宜に任ずる
三月三十日
鶴崎神社補宜 廣山 典子
願いにより本職を免ずる
三月三十一日
鶴崎神社宮司 廣山 泰三
願いにより本職を免ずる
玉井宮東照宮宮司 佐々木 保
願いにより本職を免ずる
北山神社補宜
兼天津神社宮司 前 義朗
願いにより兼職を免ずる
森瀬神社宮司 竹田 勇
願いにより本職を免ずる
四月一日
岡山市野田屋町
金刀比羅神社補宜に任ずる
岡山市吉備津
吉備津神社補宜に任ずる
上西 謙介

岡山市一宮 永井 大貴
 兼ねて御前神社宮司に任ずる
 吉備津彦神社権禰宜に任ずる
 御前神社宮司 太田 浩司
 都窪郡早島町 阿哲郡大佐町
 兼ねて御前神社宮司に任ずる
 鶴崎神社宮司に任ずる
 玉井宮東照宮禰宜 佐々木謙治
 岡山市東山 阿哲郡大佐町
 玉井宮東照宮宮司に任ずる
 神葉神社宮司 井上 功太
 久米郡中央町 兼ねて磐柄神社宮司に任ずる
 西幸神社宮司 竹井 秀子
 久米郡久米南町 兼ねて天津神社宮司に任ずる
 塩田神社宮司
 兼八幡神社特任宮司 小原満寿延
 願いに依り兼職を免ずる
 四月六日
 廣幡八幡宮禰宜 小山玉童子
 岡山市阿津 兼ねて山神社宮司に任ずる
 廣幡八幡宮宮司に任ずる
 吉備津神社権禰宜 松嶋 悟
 願いに依り本職を免ずる
 八幡宮宮司 佐藤 典子
 岡山市妹尾 大佐神社宮司 戸部 廣徳
 兼ねて御前神社宮司に任ずる
 四月七日
 廣幡八幡宮宮司 小山玉童子
 岡山市阿津 兼ねて戸部神社宮司に任ずる
 兼ねて兵主神社宮司に任ずる
 廣幡八幡宮宮司 小山玉童子
 岡山市小串 阿哲郡大佐町大字小坂部
 兼ねて塩竈神社宮司に任ずる
 日晡坂鐘乳六神社宮司 戸部 廣徳
 神原 正祥

阿哲郡大佐町 兼ねて稻荷神社宮司に任ずる
 兼ねて御前神社宮司に任ずる
 日晡坂鐘乳六神社宮司 神原 正祥
 阿哲郡大佐町 兼ねて煙村神社宮司に任ずる
 兼ねて煙村神社宮司に任ずる
 日晡坂鐘乳六神社宮司 神原 正祥
 阿哲郡大佐町 兼ねて森瀬神社宮司に任ずる
 兼ねて森瀬神社宮司に任ずる
 日晡坂鐘乳六神社宮司 神原 正祥
 阿哲郡大佐町 兼ねて愛宕神社宮司に任ずる
 兼ねて愛宕神社宮司に任ずる
 大佐神社宮司 戸部 廣徳
 阿哲郡大佐町大字大井野 兼ねて星神社宮司に任ずる
 兼ねて星神社宮司に任ずる
 大佐神社宮司 戸部 廣徳
 阿哲郡大佐町大字上刑部 兼ねて新宮神社宮司に任ずる
 兼ねて新宮神社宮司に任ずる
 大佐神社宮司 戸部 廣徳
 阿哲郡大佐町大字上刑部 兼ねて天神社宮司に任ずる
 兼ねて天神社宮司に任ずる
 大佐神社宮司 戸部 廣徳
 阿哲郡大佐町大字大井野 兼ねて熊野神社宮司に任ずる
 兼ねて熊野神社宮司に任ずる
 大佐神社宮司 戸部 廣徳
 阿哲郡大佐町大字上刑部 兼ねて大山祇神社宮司に任ずる
 兼ねて大山祇神社宮司に任ずる
 大佐神社宮司 戸部 廣徳
 阿哲郡大佐町大字上刑部 兼ねて三穂津姫神社宮司に任ずる
 兼ねて三穂津姫神社宮司に任ずる
 吉備津彦神社権禰宜 守分 清身
 岡山市西辛川 兼ねて八幡宮宮司に任ずる
 兼ねて八幡宮宮司に任ずる
 四月十八日
 御前神社禰宜 太田 正和

都窪郡早島町 兼ねて稻荷神社宮司に任ずる
 兼ねて御前神社宮司に任ずる
 五月十日
 鶴崎神社禰宜に任ずる
 塩田神社宮司 小原満寿延
 兼ねて八幡神社宮司に任ずる
 兼ねて八幡神社宮司に任ずる
 八幡神社宮司 内倉 欣也
 願いに依り本職を免ずる
 五月十一日
 貴船神社宮司 大森 二郎
 兼八幡宮宮司 願いに依り兼職を免ずる
 土居神社宮司 兼白山神社宮司 沖田 正秀
 願いに依り兼職を免ずる
 五月十一日
 八幡宮宮司 河野 正道
 邑久郡邑久町尾張 兼ねて新宮神社宮司に任ずる
 八幡宮宮司に任ずる
 笠岡市笠岡 渡邊優佐子
 兼ねて天満神社宮司に任ずる
 兼ねて天満神社宮司に任ずる
 林野神社宮司 中川 卓弘
 英田郡美作町 兼ねて白山神社宮司に任ずる
 兼ねて白山神社宮司に任ずる
 阿津田神社宮司 中村 登
 英田郡英田町尾谷 兼ねて高らい神社宮司に任ずる
 兼ねて高らい神社宮司に任ずる
 五月十三日
 岡山市京山 村岡 宣祐
 尾針神社禰宜に任ずる
 阿哲郡大佐町大字布瀨 竹田 義周
 御前神社禰宜に任ずる
 五月十四日
 御前神社禰宜 竹田 義周

阿哲郡大佐町大字布瀨 兼ねて森瀬神社禰宜に任ずる
 兼ねて森瀬神社禰宜に任ずる
 御前神社禰宜 竹田 義周
 阿哲郡大佐町大字布瀨 兼ねて築草神社禰宜に任ずる
 兼ねて築草神社禰宜に任ずる
 御前神社禰宜 竹田 義周
 阿哲郡大佐町大字布瀨 兼ねて煙村神社禰宜に任ずる
 兼ねて煙村神社禰宜に任ずる
 天神八王子月尾宮宮司兼 望八幡宮特任宮司 松嶋 章雄
 願により兼職を免ずる
 五月三十日
 天満神社宮司 小寺 忍
 浅口郡里庄町大字里見九五九四 兼ねて荒神社特任宮司に任ずる
 兼ねて荒神社特任宮司に任ずる
 天満神社宮司 小寺 忍
 浅口郡里庄町大字里見九七二八 兼ねて荒神社特任宮司に任ずる
 兼ねて荒神社特任宮司に任ずる
 天満神社宮司 小寺 忍
 浅口郡里庄町大字里見八六三九 兼ねて荒神社特任宮司に任ずる
 兼ねて荒神社特任宮司に任ずる
 天満神社宮司 小寺 忍
 浅口郡里庄町大字里見六九三六 兼ねて荒神社特任宮司に任ずる
 兼ねて荒神社特任宮司に任ずる
 天満神社宮司 小寺 忍
 浅口郡里庄町大字里見 兼ねて稻荷神社特任宮司に任ずる
 兼ねて稻荷神社特任宮司に任ずる
 天満神社宮司 小寺 忍
 浅口郡里庄町大字里見 兼ねて西森神社特任宮司に任ずる
 兼ねて西森神社特任宮司に任ずる
 天満神社宮司 小寺 忍
 浅口郡里庄町大字里見 兼ねて良神社特任宮司に任ずる
 兼ねて良神社特任宮司に任ずる
 塩田神社宮司 小原満寿延

總社市下倉

兼て木戸神社特任宮司に任ずる

六月二日

雨垂布勢神社権備宜青江宏之

赤磐郡瀬戸町

雨垂布勢神社宮司に任ずる

六月三日

雨垂布勢神社宮司 青江 宏之

赤磐郡瀬戸町

兼て松尾神社宮司に任ずる

雨垂布勢神社宮司 青江 宏之

赤磐郡瀬戸町

兼て築領八幡宮宮司に任ずる

雨垂布勢神社宮司 青江 宏之

赤磐郡瀬戸町

兼て天津神社宮司に任ずる

雨垂布勢神社宮司 青江 宏之

赤磐郡瀬戸町

兼て春日神社宮司に任ずる

雨垂布勢神社宮司 青江 宏之

赤磐郡瀬戸町

兼て日吉神社宮司に任ずる

雨垂布勢神社宮司 青江 宏之

赤磐郡瀬戸町

兼て神社宮司に任ずる

雨垂布勢神社宮司 青江 宏之

赤磐郡瀬戸町

兼て諏訪神社宮司に任ずる

雨垂布勢神社宮司 青江 宏之

赤磐郡瀬戸町

兼て寺地八幡宮宮司に任ずる

雨垂布勢神社宮司 青江 宏之

赤磐郡瀬戸町

兼て八幡宮宮司に任ずる

雨垂布勢神社宮司 青江 宏之

赤磐郡瀬戸町

兼て正八幡宮宮司に任ずる

雨垂布勢神社宮司 青江 宏之

赤磐郡瀬戸町

兼て柴狭神社宮司に任ずる

鶴崎神社宮司 太田 浩司

都窪郡早島町

兼て國辨神社宮司に任ずる

鶴崎神社宮司 太田 浩司

都窪郡早島町

兼て殿島神社宮司に任ずる

鶴崎神社宮司 太田 浩司

都窪郡早島町

兼て船越神社宮司に任ずる

鶴崎神社宮司 太田 浩司

都窪郡早島町

兼て天満宮宮司に任ずる

鶴崎神社宮司 太田 浩司

都窪郡早島町

兼て荒神社宮司に任ずる

鶴崎神社宮司 太田 浩司

都窪郡早島町

兼て熊野神社宮司に任ずる

鶴崎神社宮司 太田 浩司

兼て殿島神社宮司に任ずる

岡山市山田

八幡宮宮司 佐藤 典子

願いに依り兼職を免ずる

兼殿島神社宮司 太田 浩司

願いに依り兼職を免ずる

真正部山神社宮司 中山 寛

願いに依り兼職を免ずる

宇佐八幡神社宮司

兼明劔神社宮司 神崎 宣武

願いに依り兼職を免ずる

六月十五日

羽黒神社権宜 福田 真人

倉敷市玉島長尾

兼て長尾神社宮司に任ずる

鶴崎神社宮司 太田 浩司

都窪郡早島町

兼て龍神社宮司に任ずる

真正部山神社権宜 中山 立夫

浅口郡鴨方町

真正部山神社宮司に任ずる

明劔神社権宜 藤井 順介

小田郡美星町大字西水砂

明劔神社宮司に任ずる

六月十六日

真正部山神社宮司 中山 立夫

浅口郡奇島町

兼て八幡神社宮司に任ずる

六月二十日

岡山市祇園

總社宮権備宜に任ずる

川上郡備中町

兼て春日神社宮司に任ずる

春日神社権宜 新庄 英明

六月二十九日

和氣郡吉永町

正八幡宮宮司代務者に任ずる

六月三十日

正八幡宮宮司代務者

和氣郡吉永町

兼て春日神社宮司代務者に任ずる

和氣郡吉永町

正八幡宮宮司代務者

和氣郡吉永町

兼て金彦神社宮司代務者に任ずる

和氣郡吉永町

新庄 英明

新庄 英明

正八幡宮宮司代務者

新庄 英明

兼て荒神社宮司代務者に任ずる

正八幡宮宮司代務者

新庄 英明

和氣郡吉永町南方

兼て天神社宮司代務者に任ずる

正八幡宮宮司代務者

新庄 英明

和氣郡吉永町岩崎

兼て天神社宮司代務者に任ずる

正八幡宮宮司代務者

新庄 英明

和氣郡吉永町三股

兼て天神社宮司代務者に任ずる

由加神社権宜 新庄 裕安

願いに依り本職を免ずる

玉野市田井 八幡宮

(田井八幡宮と改称)

神社規則変更

十一月十八日

真庭郡川上村 徳山神社

(第二十六条会計年度の変更)

十一月二十一日

井原市井原町 足次山神社

(第十四条総代定数の変更)

十一月十二日

玉野市田井 八幡宮

(第十条第二項三項中変更・第十六条変更・第十七条第二項変更・第十八条変更・第二十三条第二項変更・第二十六条中会計年度の変更・標準変更)

倉敷市玉島 柏島神社

(第七条責任役員定数・第十四条総代定数・第二十六条中会計年度の変更)

上房郡北房町 阿口神社

(第七条責任役員定数の変更)

一月三十日

邑久郡牛窓町 小野島神社

(第二十六条会計年度の変更)

児島郡灘崎町 天神社

(第十四条総代定数の変更)

邑久郡牛窓町 春日神社

(第二十六条会計年度の変更)

御津郡加茂川町 金刀比羅神社

(第七条責任役員定数の変更)

二月六日

岡山市大内田 八幡神社

(第一条鎮座地の変更)

二月二十日

井原市木之子町 縣主神社

神社名称変更

十二月十二日

承認された神社

自 平成九年二月一日
至 平成十年六月三十日

包括関係設定

九月二十四日 山本神社

神社市上林

神社合併

三月二十四日

浅口郡里庄町 高岡神社

(荒神社・荒神社を吸収合併)

神社名称変更

十二月十二日

(第二十六条会計年度の変更)
 二月二十五日 御前八幡宮
 (第十四条総代定数・第二十六
 条会計年度の変更)
 玉野市渋川 八幡宮
 (第十四条総代定数の変更)
 三月十三日
 倉敷市老松町 八幡神社
 (第七条責任役員定数の変更)
 英田郡西栗倉村 栗倉神社
 (第七条責任役員定数・第十四
 条総代定数の変更)
 三月十七日
 真庭郡落合町 八幡神社
 (第二十六条会計年度の変更)
 岡山市上高田 誠神社
 (第二条鎮座地・第十四条総代
 定数の変更)
 岡山市竹原 竹原神社
 (第七条責任役員定数の変更)
 玉野市山田 水守神社
 (第十四条総代定数・第二十六
 条会計年度の変更)
 御津郡加茂川町 總社
 (第二十六条変更)
 三月二十七日
 浅口郡里庄町 山神社
 (第二十六条会計年度の変更)
 四月十七日
 真庭郡新庄村 大藏神社
 (第七条責任役員定数・第十四
 条総代定数・第二十六条会計年
 度の変更)
 真庭郡落合町 山神社
 (第二十六条会計年度の変更)
 四月二十一日

真庭郡新庄村 御嶋神社
 (第七条責任役員定数・第十四
 条総代定数の変更)
 四月二十四日
 笠岡市笠岡 北八幡神社
 (第十四条総代定数の変更)
 五月二十六日
 津山市高野 陽地神社
 (第七条責任役員定数の変更)
 財産処分
 十二月十二日
 岡山市神崎町 神崎神社
 (道路拡幅工事により境内地交換)
 十二月二十五日
 小田郡美星町 星尾神社
 (剣道改築工事により山林売却)
 岡山市中仙道 白鬚宮
 (岡山市土地区画整理事業によ
 り境内地売却)
 一月三日
 井原市西江原町 甲山八幡神社
 (道路拡幅工事により保安林売却)
 一月十日
 英田郡美作町 林野神社
 (国道特定交通安全施設整備用
 地として山林売却)
 二月二十七日
 倉敷市片島町 片島神社
 (県の急傾斜対策用地として贈与)
 三月二十日
 勝田郡勝央町植月北 日吉神社
 (境外地売却)
 四月二十一日
 和気郡和気町 由加神社
 (県道拡幅及び河川改修工事に
 より境内地売却)

久米郡久米南町 素鷲神社
 (県道改築工事により売却)
 主用建物改築
 十一月一日
 高梁市松原町 五社神社
 (随神門改築及び本殿修復)
 十一月十九日
 小田郡矢掛町下高末 諏訪神社
 (本殿改築)
 一月二十三日
 川上郡川上町 六門山神社
 (神饌所修復)
 一月三十日
 邑久郡牛窓町 小野島神社
 (幣殿及び拝殿改築)
 二月六日
 上房郡北房町 金刀比羅神社
 (神輿庫増築)
 四月二十一日
 和気郡和気町 由加神社
 (社務所改築)
 五月十九日
 久米郡柵原町 大宮神社
 (本殿改築)
 五月二十六日
 都窪郡早島町 鶴崎神社
 (社務所移築及び旧社務所を宮
 司宿舎に改築)
 高梁市御前町 御前神社
 (社務所改築)
 模様替え
 十一月十一日
 勝田郡勝北町 豊岡神社
 (寄附地の境内地編入)
 十二月二十五日

岡山市中仙道 白鬚宮
 (岡山市土地区画整理事業によ
 り境内地編入)
 四月二十一日
 和気郡和気町 由加神社
 (境内地売却による代替え地取
 得に伴い当該地の造成整備)
 五月二十六日
 総社市総社 總社
 (境内神社屋根を銅板葺きに変更)

神職帰幽
 自 平成九年二月一日
 至 平成十年六月三十日

権正階(無試験検定)
 十月二十五日 佐藤 清文
 十一月十日 山部 傳二
 十二月十五日 川上 哲治
 竹原 良幸
 小山玉童子
 湯浅 祐次
 二月二十五日 湯山 晃夫
 二月二十五日 三宅 玲子
 直階(無試験検定)
 十月一日 福原 千幸
 福原 千佳
 河田 宏
 岩井 秀勝
 岡本 直之
 黒瀬 守馬
 國米 英男
 小橋 信夫
 佐々木由起子
 白岩 和夫
 田井 一郎
 竹田 義周
 鳥越 展子
 鳥越 充久
 土居 章徳

階位授与

明階(無試験検定)
 三月三十一日 藤井 幹也

権原 洋之
 新庄 俊昭
 松末 崇史

本庁辞令

十二月二十日
 四月十日
 四月十九日

能勢 正彦
 菱川 隆子
 福岡 正規
 松島 茂樹
 森原 光治
 山木美智子
 渡邊 昭康
 江見 昌純
 豊田 昌美
 横山 昭人
 清瀬 吉正

十二月十日
 十一月十二日
 一月十二日

八幡神社宮司 小川 豊
 戸島神社宮司 桑野 典彦
 八幡神社宮司 石井 紀之
 神職身分二級とする

八幡宮宮司 富山 道常
 庁規第九十条第二項の規定により兼ねて岡山市櫛津 天津神社宮司に特任する

鶴山八幡宮宮司 池田 真澄
 庁規第九十条第二項の規定により兼ねて津山市鍛冶町 宗道神社宮司に特任する

二月一日
 八幡神社宮司 豊田 道弘
 庁規第九十条第二項の規定により兼ねて津山市近長 荒神社宮司に特任する

四月一日
 塩田神社宮司

兼八幡神社特任宮司小原清寿延願いに依り兼職を免する
 五月十四日
 天神八王子月尾宮宮司
 兼窪八幡宮特任宮司松嶋 章雄
 願いに依り兼職を免する
 五月十五日
 佐々木 保

岡山市東山
 玉井宮東照宮名譽宮司の称号を授く
 廣山 泰三

都窪郡早島町
 鶴崎神社名譽宮司の称号を授く
 五月三十日
 天満神社宮司 小寺 忍

庁規第九十条第二項の規定により兼ねて左記神社に特任する
 浅口郡里庄町大字里見九五九四 荒神社
 浅口郡里庄町大字里見九七一八 荒神社
 浅口郡里庄町大字里見八六三九 荒神社
 浅口郡里庄町大字里見六九三六 荒神社
 浅口郡里庄町大字里見 稻荷神社
 浅口郡里庄町大字里見 木山神社
 浅口郡里庄町大字里見 西森神社
 塩田神社宮司 小原清寿延
 庁規第九十条第二項の規定により兼ねて総社市下倉 木戸神社

に特任する

本庁役員

神社本庁理事 湯浅 正敬
 中山神社宮司

本庁協賛員委嘱

一月二十日 長田 成徳

神社庁辞令

七月二十九日
 祭祀委員会委員長を委嘱する
 伊勢神社宮司 見垣 安邦
 祭祀委員会副委員長を委嘱する
 安仁神社宮司 三原 千幸
 吉備津神社権禰宜 山田 貫助
 祭祀委員会常任委員を委嘱する
 八幡神社宮司 難波 宗朋
 岡山県神社庁参事 本郷 弘之
 大佐神社宮司 戸部 廣徳
 新庄八幡宮宮司 藤山知之進
 正八幡宮宮司 浅原タツエ
 玉井宮東照宮禰宜 佐々木講治
 由加神社宮司 新庄 正安
 二月一日
 神社庁顧問を委嘱する
 長尾神社宮司 福田 睦雄
 八幡神社宮司 黒田 收

神社庁参与に委嘱する

伊勢神社宮司 見垣 安邦
 大神神社宮司 有森 猛
 瓜生神社宮司 横林 武彦
 高野神社宮司 片山 泰臣
 羽黒神社宮司 福田 隆
 鴻八幡宮宮司 河本 貞紀
 石上布都魂神社宮司 物部志三郎
 春日神社宮司 那須 正彦
 春日神社宮司 屯倉 武夫
 安仁神社宮司 三原 千幸
 大浦神社宮司 小川 暎興
 八幡神社宮司 渡辺 更生
 八幡神社宮司 浅倉 博
 高山千義神社宮司 藤井 正人
 八幡神社宮司 田本 景範
 郡神社宮司 豊田 正発
 天満神社宮司 平田 一胤
 國主神社宮司 石田 薫
 國司神社宮司 中島 元幸
 茅部神社宮司 神田 泰一
 中和神社宮司 武内 禎治
 大津神社宮司 笹井和男
 西賀茂神社宮司 青山 博也
 波多神社宮司 家本 昭三
 根石 俊明

神社庁録事に任ずる

三月三十一日
 神社庁主事 太田 浩司
 辞職を承認する
 五月一日
 祭祀委員会委員を委嘱する
 岡山縣護國神社権禰宜 河野 薫

玉井宮東照宮権禰宜

笹取神社禰宜 岡部 典雄

總社宮司

八幡宮権禰宜 松岡 重彰
 百射山神社宮司 三宅 玲子
 宗形神社宮司 平田 芳樹
 大浦神社禰宜 門野 祇得
 柴倉神社宮司 小川 由里
 天神社宮司 安達 明治
 木野山神社禰宜 柴床 博仁
 武内神社権禰宜 森野 浩史
 八幡神社宮司 内田 照明
 八幡神社宮司 草地 秀育
 八幡神社宮司 牧 博嗣
 林野神社権禰宜 中川 弘子
 八幡神社禰宜 矢木 公久

神社本庁功績表彰

平成九年 度

次の方々が二月三日付けで表彰され五月二十日明治神宮会館に於いて表彰式が執り行われました。
 誠におめでとございまして、今後益々のご活躍をお祈り致します。

第二条第一号該当者

中山神社宮司 湯浅 正敬

第三条第一号該当者

天神社宮司 田中 幹雄

甲賀神社宮司 守本 壯平

誠神社宮司 千原 恭平

第三条第三号該当者

新庄八幡宮役員 塚本 晟

福田神社役員 松浦 登

八幡宮役員 富田 謙雄

庁務日誌抄

自 平成九年十一月一日
至 平成十年六月三十日

十二月

- 一日 月次祭
- 三日 役員会
- 五日 伝達式
- 九日 支部長会・伝達式
- 二十六日 御用納め

一月

- 五日 新年祭
- 十二日 伝達式
- 二十日 役員会
- 二十一日 選挙対策会議

二月

- 二日 月次祭
- 十日 伝達式
- 十二日 教化教官部会・教化常任委員会
- 十八日 県総代会役員会・婦人神職会役員会
- 十九、二十日 中国地区連絡会議（松江）
- 二十三日 教化事業部会・神社振興対策研究会（本庁）

三月

- 二日 五十年史編集会議
- 三日 青少年対策常任委員会
- 五、七日 神宮大麻頒布研修会（神宮会館）
- 九日 伝達式
- 十日 婦人神職役員会
- 十一日 神殿祭
- 十三日 神社庁長会（本庁）
- 十七、十八日 春の神社参拝旅行

四月

- 一日 月次祭
- 七、八日 巡回神道講演会
- 十日 身分表彰委員会
- 十四日 神政連本部役員会（本庁）
- 十六日 神社関係者大会打合
- 二十日 財務委員会
- 二十四日 神社関係者大会

五月

- 一日 月次祭

六月

- 五日 敬神婦人会総会
- 十二日 中国地区庁長会（松江）
- 十三日 伝達式・祭祀委員会
- 十八、二十四日 本庁青葉会議
- 二十日 教化広報部会
- 二十五日 教化委員会神社視察研修
- 二十七日 財務委員会
- 二十九日 伝達式
- 十日 青少年対策委員会
- 十七日 祭祀委員会（いさお会館）
- 十八日 役員会・青少年対策講演会
- 二十九日 協議員会（いさお会館）

神社庁閉庁のお知らせ

9月28日(月) 9月30日(水)

中国地区神社庁職員研修のため閉庁します

敬神生活の綱領垂れ幕

中国地区教化委員会作成の『敬神生活の綱領』垂れ幕を頒布する事になりました。ご希望の方は、岡山県神社庁まで

お申し込み下さい。
縦 一五〇センチ
幅 七〇センチ
価格 七〇〇円 送料負担します

70cm

150cm

敬神生活の綱領

- 一、神の恵みと祖先の恩とに感謝し、明き清きまことを以て祭祀にいそしむこと。
- 一、世のため人のために奉仕し神のみこともちとして世をつくり固め成すこと。
- 一、大御心をいただきてむつび和らぎ、国の隆昌と世界の共存共栄とを祈ること。

編集後記

去る五月二十日に開催された広報部委員会において、庁報の発行、来年のテレビ・ラジオのコマーシャル等について協議しての帰り、旭川、砂川の土手に名も知らぬ黄色の菊科の花がジュータンを敷き詰めたとように咲いていました。後で聞く所によると外来種の菊だということで、せいたがかわたち草を始め、外来種の繁殖力の強さには関心させられます。

思想文化においても、同じ現象がみられ、伝統文化が陳腐なものとして捨て去られようとしています。我々伝統を守る役目を負わされている神道人として、どう対処すれば良いのか考えさせられます。結局、地道ながら我々のテーマになっている家庭祭祀の充実が基本であるように思われます。

我々広報部に課せられた庁報の紙面の充実、又テレビ・ラジオ・新聞等の利用、その他新界の発展の為に、御意見があればどしどしお寄せ下さい。